

令和 7 年度「若手・女性農業者農業経営スキルアップ講座」
業務委託企画提案競技実施要領

1 企画提案競技の目的

県では、女性農業者の農業経営や地域農業への積極的な参画を促進するため、研修会等を通じたリーダー育成や、女性目線で農業の魅力を PR する取組等を支援し、女性農業者の活躍を推進している。

女性農業者の主体的な農業経営への参画を支援し、経営感覚に優れた次世代リーダーを育成するため、「若手・女性農業者農業経営スキルアップ講座」に係る優れた提案を広く募集し、総合的な選考を行うことにより、業務実施者を選定する。

2 企画提案競技に付する事項

- (1) 業務名 令和 7 年度「若手・女性農業者農業経営スキルアップ講座」委託業務
- (2) 業務内容 令和 7 年度「若手・女性農業者農業経営スキルアップ講座」の運営・実施
- (3) 提案仕様 令和 7 年度「若手・女性農業者農業経営スキルアップ講座」業務委託提案仕様書のとおり
- (4) 予算額 1,300 千円以内（消費税及び地方消費税含む）

3 企画提案競技に参加するものに必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更正手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続き開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。
- (3) 暴力団等を構成員に含まない、また、暴力団等と取引がないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。

4 企画提案書等の提出場所等

- (1) 提出書類
 - ア 応募書（様式 1）
 - イ 企画提案書（様式 2）
 - ウ 誓約書及び役員等名簿（様式 3）
 - エ 企画提案者の企業概要パンフレット等
- (2) 提出方法及び提出部数 持参又は郵送 1 部（※様式 2 は電子メールも送付）
- (3) 提出期限 令和 7 年 8 月 13 日（水）午後 5 時 15 分必着
- (4) 提出先
 - 住 所 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
 - 電話番号 099-286-3148
 - メー ル fukyu@pref.kagoshima.lg.jp
 - 宛 名 鹿児島県農政部経営技術課普及企画係 下新原，脇野

5 質問書

本企画提案競技に関して疑義があるときは、質問書（様式 4）を提出し、回答を受けることができる。

- (1) 提出場所 経営技術課普及企画係
- (2) 提出方法 電子メールによる
- (3) 提出期限 令和 7 年 8 月 1 日（金）午後 5 時 15 分必着
- (4) 回 答

質問に対する回答は、提案書を提出した者に電子メール等により回答し、質問の締切り後に県公募ページに掲載する。

その回答は、本実施要領、企画提案仕様書の追加または修正とみなす。

6 審査方法

(1) 審査

別に定める審査委員により組織された企画審査委員会が 8 の(1)の見積額が予算額以内の提案を審査する。

(2) 選定方法

審査委員会は、参加者から提案について説明を求めるため、提出書類を用いてヒアリングを行い、4 の(1)の提出書類を提出した者（以下「提案者」という。）の順位を定め、資格者推薦委員会に報告する。

(3) ヒアリング日程及び場所

詳細な日時及び場所については、公募期間終了後、提案者に通知する。

(4) ヒアリング方法

ア ヒアリングは、各提案者 3 人以内の出席とする。（Web での対応も可。）

イ ヒアリングの内容は、企画提案書の説明と審査委員からの質疑とする。

ウ ヒアリングの時間は 1 提案者あたり 20 分程度とし、そのうち提案者の説明の時間は 15 分程度とする。

エ 説明は、本業務を担当することとなる者が行うこと。また、審査委員の質疑は、出席した者による回答を可とする。

オ ヒアリングに要する経費は、全て提案者の負担とする。

7 審査結果

審査委員会の審査結果は、各提案者に対し、電子メール等により通知する。

8 留意事項

(1) 契約

推薦委員会において選定した提案者の代表者と業務委託契約の締結交渉を行う。

原則として提案された事業内容とするが、必要に応じて県との協議により提案された企画提案の修正・変更を行い、委託契約を締結するものとする。

なお、この企画提案競技に参加した者が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）167 号）第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがあ

る。

(2) その他

ア 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは認めない。

イ 提出書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

ウ 提案書類の作成及び提出に要する費用は提案者の負担とする。

エ 提出書類は、提案者に無断で使用しないが、審査作業に必要な範囲内において複製を作成するものとする。

オ 本業務の実施にあたっては、業務を総括する責任者を定め、企画提案書に記載するものとし、特別の理由があると認められた場合を除き変更することができないものとする。